

「大阪府私立専修学校・各種学校の設置認可等に関する審査基準」等の改正について

■改正の趣旨

「大阪府学校施設の複合化に係る私立学校及び私立幼稚園の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可に関する審査基準（令和元年8月23日施行）」（以下、「施設の複合化基準」）において、私立幼稚園以外の学校種は賃借校舎における施設の複合化は認められていませんが、専修学校・各種学校については、当該基準施行前より賃借校舎における複合化が認められていたものであるため、必要な修正を行います。併せて学校施設及び設備に関する諸規定について、所要の規定を整備するため、審査基準を改正します。

【対象となる審査基準】

- ・「大阪府学校施設の複合化に係る私立学校及び私立幼稚園の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可に関する審査基準」の改正
- ・「大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準」の改正
- ・「大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準」の改正
- ・「大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準」の改正
- ・「大阪府私立中等教育学校の設置認可等に関する審査基準」の改正
- ・「大阪府私立全日制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」の改正
- ・「大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」の改正

■改正等の内容

1 「施設の複合化基準」について

専修学校・各種学校は施設の複合化基準4（賃借校舎における施設の複合化は認めない）の適用を受けないことを定めることとします。併せて、私立幼稚園に関する規定の文言整備を行います。

2 大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準

学校施設及び設備に関する諸規定について、次のとおり所要の規定を整備することとします。

1) 教室に関する規定（審査基準第1の6（1）～（9））について

実態に即した規定に改めるとともに、施設の共用（専修学校設置基準第51条関係）に関する規定を整備します。また、これに伴う文言整備を行います（審査基準第2の1及び3、第3、第4）。

2) 校地校舎に関する規定（審査基準第1の7（1）～（4））について

1) 自己所有、2) 全体自己所有の区分使用、3) 区分所有、4) 賃借（国・地方公共団体等の財産を除く）の順に改め、併せて所要の文言整備を行います。

3) 設置者の管理運営（審査基準第1の8（1））について

設置者及びその設置運営する学校等の管理運営にあたっては、関係法令等を遵守するよう明文化することとします。

4) 開校の時期に関する規定（審査基準第1の10）について

開校の時期に関する規定については、削除します。また、これに伴う文言整備を行います（審査基準第3）。

3. 他の学校種の設置認可等に関する審査基準

「専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準」の改正に係り、同様の規定を置く条文について改正を行います。

■今後のスケジュール（予定）

審査基準の改正案等について府民意見の募集（パブリックコメント）を実施した後、審査基準を改正、施行します。

【参考資料】

○学校施設の複合化に関する建議（平成30年12月大阪府私立学校審議会）

【関係規定等】

○「私立学校法第26条第2項の規定に基づく学校法人及び同法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の種類」（平成28年大阪府教育長告示第1号）

○「収益事業を行うための寄附行為の変更認可にあたっての取り扱い方針」